

制定 2025 年 2 月 1 日

調達システム Coupa 利用規約

出光興産株式会社

出光興産株式会社（以下「弊社」といいます。）が発注者となる取引を弊社と行う事業者が当該取引を行うために利用するCoupa Software Inc.（以下「Coupa 社」といいます。）が提供する調達システム Coupa（以下「本システム」といいます。）の利用条件（以下、弊社が発注者となる取引を本システムにより行う者を「利用者」といい、本システムにより行われる弊社と利用者間の取引を「本取引」といいます。）に関して、弊社は以下のとおり規約（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

第1条（本契約）

1. 利用者は、本規約の内容に全て同意して、本システムを利用し、本取引を行うものとします（以下、利用者が本規約に同意することにより利用者及び弊社間に成立する本システムの利用に関する契約を「本契約」といいます。）。
2. 本契約は、第4条第1項に基づく利用者の申し込みに対して、次条第1項第8号で定義するID等を弊社が第4条第2項に基づき利用者へ発行して承諾することにより、利用者へのID等の発行日をもって成立するものとします。

第2条（定義）

1. 本規約における各用語の定義は、次の各号のほか本規約の各条項に定めるとおりとします。
 - (1) 「取引情報」とは、個別契約に係る見積依頼、見積、発注、納品、代金の請求等、個別契約に関する相手方に対する意思表示等のうち、本システムを利用して弊社と利用者間で相互に提供されるすべての情報をいいます。
 - (2) 「取引基本契約」とは、弊社と利用者間で既に締結された、又は今後締結される、本取引に係る売買、業務委託等の取引の基本契約（これらに変更された場合、当該変更後の契約も含まれるものとします。）をいいます。
 - (3) 「個別契約」とは、弊社及び利用者間で取引基本契約及び本規約に基づき締結される個々の売買、業務委託等の契約をいいます。
 - (4) 「送信当事者」とは、本規約に従い取引情報を本システムに登録した当事者をいいます。

- (5) 「受信当事者」とは、本規約に従い送信当事者により本システムに取引情報が登録されたことを内容とする、本システムにより自動送信された電子メールを受信した当事者をいいます。
 - (6) 「利用担当者」とは、第4条第1項に基づく利用者の申し込みに対して、弊社が本取引のために本システムを利用することを認めて ID 等を発行した、利用者の役員又は従業員をいいます。
 - (7) 「ID 等」とは、利用担当者のために弊社が発行する、本システムを利用するための ID 及びパスワードをいいます。
- 2. 本規約において、特段の規定のない限り、日時はすべて日本の暦及び標準時によります。
 - 3. 本規約において、各条の見出しは便宜上のものであって、本規約の解釈に影響を及ぼしません。
 - 4. 本規約において引用する条項の番号は、特段の記載のない限り、本規約の各条項の番号を指すものとします。
 - 5. 本規約と、取引基本契約及び個別契約との間に矛盾又は抵触がある場合は、本規約の定めが優先するものとします。

第3条（適用範囲）

- 1. 本規約は、弊社と利用者との間での本取引に適用されます。
- 2. 弊社及び利用者は、本規約の定めに従って、本システムにより、個別契約の締結及び履行を行うとともに、本取引に関する必要な取引情報を遅滞なく相互に伝達しあうものとします。
- 3. 前項にかかわらず、弊社及び利用者は、別途合意することにより、取引情報のうち、本システムを通じて伝達する通知事項を限定することができます。この場合、本システムを用いずに当事者間で行う取引情報に相当する必要な情報の通知は、弊社所定の書面によるものとします。

第4条（利用申込み）

- 1. 利用者は、本システムの利用を希望する自己の役員又は従業員に関する情報を弊社所定の申込書で弊社に提供することにより、本システムの利用を申し込むものとします。
- 2. 弊社は、前項の申込に対して弊社の基準に基づき審査を行い、弊社が適当と判断する場合には、利用者に対して、利用担当者の ID 等を発行します。
- 3. 利用者における本システムの利用に際し、第7条（利用環境の準備・維持・管理）に定める準備・維持・管理に係る費用を除いて、利用料その他の費用は発生しません。

第5条（利用開始日）

利用者が本システムの利用を開始する日（以下「利用開始日」といいます。）は、弊社が別途利用者に通知するとおりとします。なお万一、弊社が通知した日までに本システムの利用準備が完了せず、利用開始日の遅延が見込まれる場合は、弊社は速やかに利用者にその旨を報告し、その後の措置について利用者と協議します。

第6条（ID等の管理）

1. 利用者は、利用担当者のID等の管理責任を負うものとし、ID等を利用者及び利用担当者以外の第三者に利用させてはならないとともに、第三者に開示、貸与、譲渡、名義変更又は担保権その他の権利の設定をしてはならないものとします。
2. 利用者及び利用担当者のID等の使用に関しては、利用者が一切の責任を負い、弊社は一切の責任を負いません。
3. 利用担当者のID等により行われた本システムの利用については、全て利用者により行われた行為とみなし、利用者はその行為について一切の責任を負うものとします。
4. 利用者は、ID等が不明な場合又は第三者に利用された若しくは取得された場合又はこれらのおそれがある場合、速やかに弊社に届け出るものとします。

第7条（利用環境の準備・維持・管理）

1. 弊社は、利用者の本規約に基づく本システムの利用を可能とするために必要な範囲内で、本システムを弊社の費用負担と責任において、適正に維持・管理するものとします。
2. 利用者は、自己の負担と責任において、本システムを利用するために必要な電子通信機器及びインターネット接続環境（電気通信事業者との契約等を含みます。以下同じ。）を準備し、本システムの利用期間中これらを維持・管理するものとします。

第8条（利用時間）

本システムの利用時間は、Coupa社が定める本システムの稼働時間とします。

第9条（意思表示等の原則）

1. 本システムを利用して行う弊社及び利用者間の意思表示又は通知（以下「意思表示等」といいます。）は、相手方に対する意思表示等を記録した電子データが、コメント機能を利用した問い合わせ・連絡、見積依頼、見積回答、注文書発行、受注確認、請求書登録その他、相手方に意思を伝達する本システムの機能を用いて本システムに登録された時に、当該相手方に到達したものとみなします。
2. 意思表示等について、本システムを利用して行われた内容とその他の方法で行われた内容との間に矛盾又は相違が生じた場合は、本システムを利用して行われた意思表示等の内容が優先するものとします。但し、弊社及び利用者間で別途合意した場合は、こ

の限りではないものとします。

3. 前二項にかかわらず、本取引が建設業法上の建設工事の請負（以下「建設工事請負」といいます。）に該当する場合、当該契約の締結に関しては、第11条（個別契約の成立）第7項の定めが適用されるものとします。

第10条（読み出し不能データの取扱い）

本システムに登録された取引情報が、データの文字化け等により読み出し不能な場合又は読み出した取引情報に技術上の誤りがある場合、当事者間で別段の合意がなされた場合を除き、当該取引情報に係る意思表示等は効力を有しないものとします。なお、この場合、当該取引情報の受信当事者は、送信当事者に対して、当該取引情報が、データの文字化け等により読み出し不能であること又は読み出した当該取引情報に技術上の誤りがあること等について遅滞なく電話、電子メール等の通信手段、その他適宜の方法により通知し、その取り扱いについて協議するものとします。

第11条（個別契約の成立）

1. 弊社は、個別契約の申込みを行う場合、希望する品名、仕様、数量、単価、納期、納入場所等の条件（以下「取引条件」といいます。）を記載した見積依頼を本システムにより利用者に対し実施します。当該見積依頼に応じる利用者は、承諾可能な取引条件を弊社所定の方法で本システムに登録するものとします。
2. 利用者は、前項により弊社が登録した見積の依頼に対して、当該見積への回答を本システムに登録した場合、見積の回答内容（見積価格、見積条件等を含むがこれに限られないものとします。）を、本システム上で定めた有効日まで保証し、変更又は撤回しないものとします。
3. 弊社は、前項により利用者が登録した取引条件に基づき利用者に対して発注を行う場合、個別契約に係る発注の意思表示等を弊社所定の方法で本システムに登録するものとします。
4. 弊社及び利用者は、両者協議の上合意した場合、前各項によることなく、予め取引条件のうち一定の有効期間中の特定の取引に共通して適用する品名、仕様、単価等（以下「共通取引条件」といいます。）を定め、弊社所定の方法で本システムに登録することができます。
5. 弊社は、前項により登録した共通取引条件に基づき利用者に対して発注を行う場合、個別契約に係る発注の意思表示等を弊社所定の方法で本システムに登録するものとします。
6. 個別契約は、第3項又は前項の発注の意思表示等がなされた時点で成立するものとします。
7. 前各項にかかわらず、本取引が建設工事請負に該当する場合、個別契約の締結は、建設

業法に基づく所定の事項を規定した契約を、本システムと連携した電子署名サービス DocuSign により弊社及び利用者が電子署名を付す方法又は書面により作成して弊社及び利用者が署名又は記名押印をして相互に交付する方法で行うものとします。

第 12 条（個別契約の変更等）

1. 個別契約の全部又は一部の内容を変更、補充、又は解除する必要がある場合、弊社及び利用者は、本システムを利用することによりこれを行うものとします。
2. 前項の場合の手続は、前条の規定を準用するものとします。

第 13 条（下請法及び建設業法に基づく承諾）

1. 本取引が下請代金支払遅延等防止法上の下請取引（以下「下請取引」といいます。）又は建設工事請負に該当する場合、第 4 条第 1 項に基づく申込書の提出をもって、本システムの利用開始日以降の本取引に関して、書面の交付に代わる電磁的記録の提供又は電磁的措置として本システムを利用することを利用者が弊社に対して承諾したものとみなします。
2. 前項にかかわらず、利用者は、下請取引又は建設工事請負において本システムの利用を希望しない場合は、いつでもその旨を弊社に申し出ることができます。
3. 前項の申出があった場合、弊社は、当該申出以降の下請取引又は建設工事請負に関して、利用者に対して書面を交付する方法により本取引を行うものとします。

第 14 条（本システムによる支払い）

1. 利用者より弊社に対して個別契約の請求情報が送付された時点をもって、当該個別契約に基づく請求がなされたものとします。なお、本システムによる支払いを受ける場合、利用者は弊社に対し重複して本取引に係る請求書の発行は行わないものとします。
2. 利用者は、本システム上の理由等により、本条の本システムによる請求手続を経ない場合、弊社に対して本システム上の手続によらない請求依頼を行い、弊社の承認を受けるものとします。
3. 本システム上の不具合により支払遅延が発生した又は発生するおそれのある場合、弊社は、速やかに利用者にもその旨を通知するとともに、復旧に尽力するものとします。
4. 前項において、なお遅延の発生するおそれのある場合、弊社は、本システムによらず、個別に利用者からの請求依頼に基づき承認手続を行い、別途利用者の発行する請求書等に基づき支払手続を行うものとします。

第 15 条（電子データの保存及び改ざんの禁止）

1. 弊社及び利用者は、自己が必要と判断する場合、本システムにより相手方から提供された、又は相手方へ提供した取引情報を、磁気テープ、フロッピーディスク、磁気ディス

ク、光ディスク、光磁気ディスク、ROM、CD-ROM、マイクロフィルム、書類、その他の関係法令で認められた方法で、関係法令で必要とされる期間、保存するものとし、

2. 弊社及び利用者は、前項により保存した取引情報を、改ざんし、又は正当な理由なく訂正、削除及び追加しないものとします。
3. 弊社及び利用者は、本システムに登録された取引情報の内容に誤りを発見した場合等、正当な理由により取引情報の内容の訂正、削除及び追加（以下、合わせて「訂正等」といいます。）が必要な場合には、遅滞なく相手方に通知するものとし、通知を受けた相手方はこれに合理的な協力をするものとします。
4. 弊社及び利用者は、前項に基づき訂正等を行う場合には、訂正等を行った日付、理由、訂正等の内容及び訂正等を行った自己の担当者の氏名の記録を行うものとし、当該記録についても取引情報とともに保存するものとします。
5. 前各項にかかわらず、弊社は、取引情報に関し、国税に関する法律の規定に定める取引情報の保存期間を超過した場合には、当該データを削除することができるものとします。

第16条（秘密保持）

1. 弊社及び利用者は、本システムの利用に際して知り得た相手方の技術上、営業上及び業務上の秘密情報（取引情報を含み、以下「秘密情報」といいます。）について、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、次の各号の一に該当することを証明できる情報については秘密情報から除外されます。
 - (1) 知得した時点で既に自らが所有していたもの
 - (2) 知得した時点で既に公知であったもの
 - (3) 知得した後に自らの責めに帰すべき事由によらず公知となったもの
 - (4) 正当な権限を持つ第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
2. 前項にかかわらず、弊社は、本取引又は本システム運営の目的で、弊社の業務委託先に利用者の秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合、当該業務委託先に対して、本条により自己が負うのと同等の義務を負わせるとともに、当該義務の履行に一切の責任を負うものとします。
3. 第1項にかかわらず、弊社及び利用者は、裁判所、政府機関その他の公的機関により法令に基づき秘密情報の開示を強制された場合、当該強制された範囲内で秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合、当該当事者は、当該法令により許容される限りにおいて、事前に相手方にその旨を通知するとともに、開示する情報が秘密情報である旨を当該機関に明示し、秘密保持を要求するものとします。

第17条（調達基本方針の遵守）

利用者は、本取引の履行に際し、弊社が定める調達に関する基本方針（弊社が当該方針を改定した場合は当該改定後の内容とします。）を遵守するものとします。

第18条（輸出関係法令の遵守等）

1. 利用者は、本取引に関して、外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令、その他関係法令（以下「外為法等」といいます。）を遵守するものとします。
2. 利用者は、本取引に関して、利用者から弊社に提供される取引情報に含まれる技術情報が法令により輸出が規制される貨物又は技術に該当する場合は、本システムを介した弊社への当該技術情報の提供に先立ち、その旨を弊社に通知するとともに、弊社所定の方法により当該技術情報の提供を行うものとします。
3. 利用者は、弊社が前項の該非判定について確認を求めた場合、速やかに該非判定に関する証明書、報告書又は資料の発行・提供等に応じるものとします。
4. 利用者は、外為法等の改正によって該非判定に変更が生じた場合、直ちにその旨を弊社に書面により通知するものとします。

第19条（取引情報等の利用）

1. 利用者は、弊社との本取引にあたり、本システムを利用して提供される取引情報、利用者の管理者並びに利用担当者の氏名等の情報を、弊社が本システム運営の目的で利用できることを予め承諾するものとします。
2. 利用者は、本システムを利用して提供した取引情報その他のデータ等について、Coupa社が、本システムのサービス向上等のために、収集又は利用すること並びに統計化又は匿名化された形式で第三者に提供することがあることを、予め承諾するものとします。
3. 利用者は、本システムを利用して提供される情報が、正確かつ最新のものであることを保証します。

第20条（利用者の禁止行為）

利用者は、本システムの利用にあたり以下のような行為をしないことを確約するものとします。

- (1) 弊社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利侵害
- (2) 弊社又は第三者への誹謗、中傷、その他の名誉又は信用を棄損する行為
- (3) 弊社又は第三者に不利益を与える行為
- (4) 公序良俗に反する行為、又は反するおそれのある行為
- (5) 法令に違反する行為、又は違反のおそれのある行為
- (6) 本システムの運営を妨げる行為
- (7) インターネット上の利用先の接続条件及び利用条件等に違反する行為

- (8) インターネットの円滑な利用を妨げる行為
- (9) 本システム上の電子データを改ざんする行為
- (10) ID等を不正に利用する行為（利用担当者以外の従業員その他の第三者にID等を利用・共用等させる行為を含みます。）
- (11) コンピュータウイルス等の有害なプログラム等を送信等する行為
- (12) 個人情報の保護に関する法律及びその他の適用法令（EU一般データ保護規則又はその他のデータ保護規制を含みます。）で取扱いが制限される要配慮個人情報・センシティブ情報（個人の身体的又は精神的健康状態に関する情報を含みます。）を入力又は送信する行為
- (13) 個人の氏名と、当該個人に関する①運転免許証等の国若しくは地方公共団体が発行する身分証の情報、又は②金融機関口座番号、クレジットカード情報等、当該個人の金融口座へのアクセスを可能にする情報を、組み合わせて入力又は送信する行為。但し、利用者が個人事業主であり、当該利用者との本取引に必要な上記①及び②の情報を入力又は送信する場合を除きます。
- (14) 本規約に違反する行為又は本システムの利用において不適切と、弊社又はCoupa社が認める行為

第21条（解除等）

- 1. 弊社は、以下の場合、事前に予告することなく本システムの提供を停止し、又は事前に催告することなく本契約を解除できるものとします。
 - (1) 本規約に違反すると弊社が判断する行為があった場合
 - (2) 本規約の申込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (3) その他、当社が必要と判断した場合
- 2. 利用者又は利用担当者が本規約に違反した行為によって弊社又はCoupa社その他の第三者に損害を与えた場合、利用者はこれを賠償する責任を負うものとします。

第22条（登録事項変更の届出）

利用担当者の氏名その他の関連事項等に変更が生じた場合は、利用者は速やかに弊社所定の方法で届け出るものとします。

第23条（本システム提供の解約）

利用者が本システムの全ての利用を中止する場合は、利用を中止する前に弊社に対し解約を届け出るものとします。この場合、弊社が当該届け出を受諾して直ちに本契約は終了するものとします。

第24条（本システム提供の一時停止）

1. Coupa 社によって定期又は緊急に保守を行う場合、その他正常に稼働できない事由が発生した場合において、利用者は、Coupa 社又は弊社による指示、公表等に従うものとしします。
2. 利用者は、Coupa 社により本システムの全部又は一部が予告なく将来に向かって恒常的に又は期間を定めて停止、中断又は終了する可能性があること及び当該 Coupa 社による停止、中断又は終了について弊社は利用者に連絡する義務がないことを承諾するものとしします。

第25条（本システムの廃止）

弊社は、営業上、技術上などの理由により本システムの全部又は一部を廃止することがあります。なお、弊社は、本システムを廃止するときは、事前に利用者及び利用担当者へ電子メール等で通知します。

第26条（障害時の措置）

1. 電子通信機器の故障又はインターネット接続環境の途絶その他の事由により、本システムを利用することができない事態（以下「本障害」といいます。）が発生したときは、弊社及び利用者は直ちに相手方にその旨を通知し、その後の対応について協議するものとしします。
2. 前項の場合、弊社及び利用者は、本障害が復旧するまでの間、必要に応じ、弊社所定の書面を交付するか、又はそれに代わる方法により、相手方に対して意思表示等を行うものとしします。
3. 利用者は、自己の責めに帰すべき事由による本障害に起因して弊社又は Coupa 社その他の第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとしします。

第27条（弊社の免責事項）

1. 弊社は、本システムの利用又は利用の停止、中断又は廃止等によって利用者及び利用担当者に生じた損害について責任を負わないものとしします。
2. 利用者又は利用担当者が本システムの使用により、他の利用担当者その他の第三者に損害を与えた場合、利用者は自己の責任と費用において解決し、弊社に損害を与えないものとしします。

第28条（転貸及び権利譲渡の禁止）

利用者は、本システムの利用権その他本契約上の権利及び義務並びに契約上の地位を、弊社の事前の承諾なく、第三者に譲渡し、又は転貸してはならないものとしします。

第29条（運用マニュアル）

1. 弊社は、本システムに関して、別途本システムに関して必要な事項を定めるために規約・マニュアルその他の定め（以下、「運用マニュアル」といいます。）を策定し、本システムの利用方法、遵守義務等の必要な事項を定めたうえで、利用者に通知又は交付します。
2. 弊社及び利用者は、運用マニュアルが本規約と一体をなし、本規約の一部を構成するものであることを相互に確認します。
3. 利用者は、本システムを利用するにあたっては、本規約及び運用マニュアルの規定を遵守するものとします。
4. 運用マニュアルを改訂・変更する必要がある場合、弊社は随時運用マニュアルを改訂・変更できるものとします。但し、弊社が運用マニュアルを改訂・変更する場合には、弊社のホームページ等に掲載する方法、その他適宜の方法により、当該改訂・変更内容を公表又は利用者に通知するものとし、当該公表又は通知を行った時点で当該改訂・変更の効力が生ずるものとします。
5. 本規約に定めた事項と運用マニュアルに定めた事項との間に齟齬や矛盾、不一致等がある場合には、運用マニュアルの定めが優先して適用されるものとします。

第30条（本規約の追加及び変更）

1. 弊社は、電子メールの送付、当社ウェブサイトへの掲示その他弊社が適当と認める方法での利用者への周知をもって、本規約を追加または変更できるものとします。利用者が当該周知後に本システムを利用した場合は、当該追加又は変更を承諾したものとみなします。
2. 前項に基づき追加又は変更された内容は、本規約の一部を構成するものとします。

第31条（反社会的勢力の排除）

1. 弊社及び利用者は、相手方が次の各号に該当する場合は、相手方に対して催告することなく、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、当該解除権の行使は、解除者の被解除者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜暴力集団、政治活動標榜暴力集団、特殊知能暴力集団又はこれらと密接な関係を有する者その他の反社会的勢力（総称して以下「暴

- 力団等」といいます。)である場合又は暴力団等であった場合
- (2) 第3項に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辭を用いるなどした場合
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、自身が暴力団等である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどした場合
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を棄損した場合、又は棄損するおそれのある行為をした場合
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、又は妨害するおそれのある行為をした場合
 - (7) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有している場合
 - (8) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有している場合
 - (9) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等で社会的に非難されるべき関係を有している場合
 - (10) 暴対法に違反した場合
2. 弊社及び利用者は、前項により本契約又は個別契約を解除した場合、相手方に損害が生じたとしても、これを一切賠償する責任を負わないものとします。
 3. 弊社及び利用者は、自己又は自己の役員（業務を執行する従業員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が暴力団等でないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。

第32条（本契約の有効期間）

1. 本契約の有効期間は、解除、解約等で早期に終了する場合を除き、第1条第2項に定める本契約の成立日から1年間とします。但し、有効期間満了の1か月前までに弊社及び利用者が相手方に対して別段の意思表示をした場合を除き、本契約は同一条件で自動的に1年更新され、以下同様とします。
2. 本契約が有効期間満了により終了した場合において、当該終了時時点でなお未履行の個別契約がある場合、当該個別契約の履行に必要な範囲内で、本契約は引き続き有効に存続するものとします。

第33条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。

2. 利用者・利用担当者と弊社の間で本規約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第34条（存続条項）

第6条（ID等の管理）、第15条（電子データの保存及び改ざんの禁止）、第16条（秘密保持）、第17条（調達基本方針の遵守）、第18条（輸出関係法令の遵守等）、第19条（取引情報等の利用）、第21条（解除等）第2項、第26条（障害時の措置）第3項、第27条（弊社の免責事項）、第31条（反社会的勢力の排除）第1項及び第2項、第32条（本契約の有効期間）第2項、第33条（準拠法及び管轄裁判所）、第35条（分離可能性）並びに第36条（協議）の定めは、本サービスの利用終了後もなお有効に存続するものとします。

第35条（分離可能性）

本契約のいずれかの条項又はその一部が、関係法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の他の部分は、完全な効力を有するものとします。

第36条（協議）

本規約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、弊社と利用者、両者にて誠意をもって協議の上解決するものとします。

以上

制定 2025年2月1日 新規制定